



鳥取県公報

令和6年4月9日(火)
第9586号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の指定 (213) (孤独・孤立対策課) 2
	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (214) (〃) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (215) (障がい福祉課) 2
	指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (2件) (216・217) (住宅政策課) 2
	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の利用料金 (218) (生産振興課) 3
	介護医療院の開設の許可 (219) (西部総合事務所県民福祉局) 3
	鳥取県立船上山少年自然の家の利用に係る使用料の徴収事務の委託 (220) (教育委員会事務局社会教育課) 4
	鳥取県立大山青年の家の利用に係る使用料の徴収事務の委託 (221) (〃) 4
◇ 雑 報	県営住宅の管理の代行 (住宅政策課) 4

告 示

鳥取県告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住 所	指定年月日
四井 賢司	岩美郡岩美町大字高山824	令和6年4月1日

鳥取県告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
メディカル健診センター米子内科クリニック	米子市西福原六丁目2-28	令和6年2月1日

鳥取県告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9-1	恵仁会薬局	米子市加茂町二丁目219	育成医療、更生医療、精神通院医療	令和6年3月1日

鳥取県告示第216号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

2 変更する旨の届出があった事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加

名 称 大阪事務所

所在地 大阪府大阪市中央区南本町三丁目4-15

3 変更年月日

令和6年3月13日

鳥取県告示第217号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

日本建築検査協会株式会社

2 変更する旨の届出があった事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 東京都中央区日本橋三丁目12-2

変更後 東京都中央区日本橋二丁目12-6

3 変更年月日

令和6年3月18日

鳥取県告示第218号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）第9条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分		単 位	金 額
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	150円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	300円
団体（10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	130円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	270円
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	100円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	240円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 令和6年3月18日

(2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

開設者の名称又は氏名	介護医療院の名称	介護医療院の所在地	許可年月日	サービスの種類
南部町	西伯病院介護医療院 さくら	西伯郡南部町倭397	令和6年4月1日	介護医療院サービス

鳥取県告示第220号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立船上山少年自然の家の利用に係る使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
TKSS・富士総合警備保障共同企業体	米子市米原八丁目11-49	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

鳥取県告示第221号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立大山青年の家の利用に係る使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
公益財団法人鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

雑 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき、県営住宅（共同施設を含む。）を鳥取県に代わって管理することとしたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月9日

鳥取県住宅供給公社理事長 大 場 尚 志

- 鳥取県に代わって県営住宅の管理を行う地方住宅供給公社の名称
鳥取県住宅供給公社
- 鳥取県に代わって管理を行う県営住宅の名称

名 称	所在市町村
川下町団地 相生町団地 北園第1団地 北園第2団地 材木町団地 立川町団地 緑町第1団地 緑町第2団地 馬場町団地 東浜団地 浜坂第1団地 浜坂第2 団地 ひばりが丘団地 東町団地 丸山町第1団地 丸山町第2団地 興南団地 湯所町第1団地 湯所町第2団地 吉成東団地 徳尾団地 白浜団地 末恒第1 団地 末恒第2団地 東今在家団地 面影団地 行徳団地	鳥取市
明治町団地 旭田町団地 越殿団地 八幡団地 米田団地 上灘団地 福守第1団 地 福守第2団地 河北団地 上井団地 清谷団地 和田団地 鴨川団地	倉吉市
日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 上福原第1団地 上福原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 富益団地 道笑町	米子市

ふれあい団地	
渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地	境港市

- 3 鳥取県に代わって行う県営住宅の管理の内容
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）別表第3に掲げる事務
- 4 鳥取県に代わって県営住宅の管理を行う期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで